

## 美郷町おためし移住体験実施要領

### 1 目的

美郷町おためし移住体験（以下「移住体験」という。）は、本町への移住を具体的に考えている方に対し、農作業体験や文化体験、地域住民との交流など、個々のニーズに合わせた移住体験を実施することで、本町への移住を促すことを目的として実施するものです。

### 2 応募資格

移住体験への応募に当たっては、次の要件のすべてを満たしていること。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) 概ね3年以内の移住を検討していること。
- (3) NPO法人秋田移住定住総合支援センターの移住希望登録をしていること。又はする予定であること。
- (4) 移住体験に係る次の事項に協力していただけすること。
  - ア アンケート調査
  - イ 町が撮影した写真および動画について、町が移住PR等を目的に公開すること。
  - ウ その他、本町の移住定住促進に向けたPR活動

### 3 応募期間

年間を通じて受付しています。

### 4 応募方法

- (1) 応募用紙  
「美郷町おためし移住体験申込書兼助成金交付申請書」に必要事項を記入、押印してください。
- (2) 送付先  
末尾に記載の担当宛てに送付してください。
- (3) 決定  
申込内容及び助成金申請内容を審査し、交付の可否を通知します。
- (4) 変更又は中止  
応募内容に変更が生じた場合には、速やかに所定の様式を用い、中止又は変更の申請を行ってください。  
内容を審査し、変更又は中止に関する決定を通知します。

### 5 移住体験内容

移住体験については、応募者が希望する実施時期やコース（見学・体験など）で実施します。  
ただし、ご希望に添えない場合があること、関係機関等との調整に時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

### 6 助成金

- (1) 金額  
助成対象経費の実費  
(一世帯当たり上限5万円（世帯員一人当たり上限3万円）)

## (2) 助成対象経費

### ア 交通費

- ① 公共交通機関を利用する場合は、居住地から本町宿泊施設までの往復交通費を助成します。
- ② 自家用車を利用する場合には、居住地から本町宿泊施設までの移動距離（最短）について、37 円/km として算出した金額を助成します。

### イ 宿泊費

- ① 滞在する宿泊施設の宿泊料又は借上料（上限11,800 円/人・日）を助成します。

※宿泊パックなどを利用した場合、朝食や夕食も含まれた料金になることから、この場合には、朝食や夕食も上限範囲内において対象とします。

- ② 交付対象日数は1泊2日分のみとしますが、自費での延泊を妨げるものではありません。

### ウ その他

経費を伴う就労体験など、移住検討に際して必要と認められる経費を助成します。

## (3) 助成対象外経費

次のような経費については、助成の対象外となります。

### ア 移住体験の参加に必要と認められない個人的な支出に係るもの

### イ 公共交通機関又は自動車以外の交通手段に係るもの

### ウ 前泊又は後泊に係るもの

### エ その他助成対象経費として適当でないと判断されるもの

## (4) 実績報告および請求

移住体験終了後、所定の様式を用い実績報告をしてください。

実績報告について内容を確認し、助成額の確定を通知しますので、所定の様式を用いて助成金を請求してください。

## 7 注意事項

- (1) 応募者は、移住体験に応募した時点で、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱および本実施要領に同意したものとします。
- (2) 申請書等の各種様式については、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱で定めていますので、当該要綱の所定の様式を用いてください。
- (3) 移住体験の流れについては、別紙「美郷町おためし移住体験の流れ」をご参照ください。

【担当】 〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

美郷町 商工観光交流課 移住・定住担当

電話 0187-84-4909

FAX 0187-85-2107

メール [kanko@town.akita-misato.lg.jp](mailto:kanko@town.akita-misato.lg.jp)